

船舶事故調査報告書

令和4年8月31日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和4年1月4日 01時03分ごろ
発生場所	京都府伊根町 ^{わし} 鷺埼南方沖 丹後鷺埼灯台から真方位201° 1,260m付近 (概位 北緯35° 39.2′ 東経135° 17.9′)
事故の概要	液体化学薬品ばら積船第六青鷹 ^{せいよう} は、航行中、定置網に進入し、同網のワイヤー等の切損を生じた。
事故調査の経過	令和4年2月14日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	液体化学薬品ばら積船 第六青鷹、498トン 141708、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、有限会社六甲船舶
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 ワイヤー等の切損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西、風力 5、視界 不良 海象：波高 約0.5m、潮汐 高潮期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、夜間、石川県飯田湾から大分港に向けて航行中、福井県安島岬を通過した後、西風が強くなり波が高くなってきたので避難することとし、伊根町伊根漁港港外に向け、鷺埼を通過して北西進した。</p> <p>本船は、雨で視界が悪い状況下、船長が、レーダーと目視により見張りを行いながら航行中に異音を聞き、海面を確認したところ、左舷中央部付近に伊根町亀島半島沿岸から南方に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）の浮きを認め、本件定置網に進入し、同網のワイヤー等に切損を生じたことを知った。</p> <p>本船は、伊根漁港港外に錨泊し、船長は、船舶所有者への連絡及び海上保安部への通報を行った。</p> <p>船長は、本事故発生場所付近の航行経験がなかったものの、船橋に伊根漁港付近の略図（以下「本件略図」という。）があり、本件略図には定置網の場所や、同漁港港外の錨泊位置までの入港ルート（矢印）が描かれていたので、その矢印どおりに航行した。本件略図には、本件定置網の場所は記載されていなかった。</p> <p>船長は、初めて航行する場所であったので、本件略図のみに頼って航行するのではなく、海上保安部から情報を得るなど、事前に航行予</p>

	定区域の情報を入手しておくべきであったと本事故後に思った。
分析	本船は、北西進中、船長が本件定置網の場所が記載されていなかった本件略図のとおり航行したことから、本件定置網に気付かずに進入し、同網のワイヤー等が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、北西進中、船長が本件定置網の場所が記載されていなかった本件略図のとおり航行したため、本件定置網に気付かずに進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、作成者や作成時期不明の図を航海に用いないこと。 ・ 船長は、航海前に避難港をあらかじめ想定し、同港の水路調査を十分に行うこと。 ・ 船長は、海上保安庁のサイト（海洋状況表示システム）等により、事前に航行予定区域の水路調査を十分に行い、定置網等の設置場所を確認すること。